

A)

5.6.5 清潔操作を行う作業台の表面を使用前に消毒用アルコールなどで清拭する。

(ⅢA)

## 6 病棟における薬剤混合の仕方と保存方法

6.1 病棟での混合薬剤数は極力少なくする。<sup>77, 78, 79</sup>(ⅡA)

6.2 やむをえず病棟で薬剤混合を行う場合は、専用スペースで行う。<sup>80</sup>(ⅢA)

6.3 注射薬の混合は、クリーンベンチなど無菌的な環境下で行う方が良い。<sup>80, 81, 82, 83</sup>  
(ⅢB)

6.4 作業面は消毒用エタノールなどを使用して消毒する方が良い。<sup>84, 85</sup>(ⅢB)

6.5 薬剤師は薬剤混合、調製場所の選択・薬剤の管理に関して指導・助言をする。(ⅢA)

6.6 薬剤の混合にあたっては、その作業に専念できるように係を決める方が良い。<sup>86</sup>(ⅢB)

6.7 薬剤混合作業では、マスクと専用のガウンを着用し、手洗いを行った後に清潔の手袋(未滅菌で良い)を使用する。<sup>87, 88</sup>(ⅡA)

6.8 輸液製剤は、混合後 28 時間以内に投与を終了する。(ⅢA)

6.9 混合を必要とする薬剤は、要時調製とする。混合薬剤の保管が必要な場合には、冷蔵庫を用いる。<sup>89, 90</sup>(ⅢA)

6.9.1 静脈内注射薬の混合、ライン接続・交換・サイトケアなどの輸液管理に関する教育を行う。<sup>91, 92, 93</sup>(ⅡA)

## 7 医療廃棄物

7.1 廃棄物が発生した場所(病棟)で、感染性医療廃棄物と非感染性廃棄物とを区別する。<sup>94, 95</sup>(ⅣA)

7.2 感染性医療廃棄物を安全に移動ができるように、破損や漏出ししない保管容器を使用する。<sup>95</sup>(ⅣA)

7.3 感染性医療廃棄物の容器には、形状や材質、汚染状況によって、バイオハザードマークなどを添付する。<sup>95</sup>(ⅣA)

7.3.1 血液などの液状又は泥状の廃棄物は赤色のマークまたは「液状・泥状」と表示する。<sup>95</sup>(ⅣA)

7.3.2 固形状(血液などが付着したガーゼなど)は橙色のマークまたは「固形状」と表示する。<sup>95</sup>(ⅣA)

7.3.3 鋭利な廃棄物には黄色のマークまたは「鋭利なもの」と表示する。<sup>95</sup>(ⅣA)

7.4 一旦容器に入れた廃棄物は、素手で触れたり、取り出さない。<sup>95</sup>(ⅣA)

7.5 感染性医療廃棄物は、他の廃棄物と区別して病棟内に一時保管する。一時保管は、